

## 令和5年度札幌市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度札幌市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	672 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数	179,545 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数	286,149 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数	491 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数	1,178 人
(6) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 ア 医 療 器 械 購 入 等	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
<b>第1款 病院事業収益</b>	<b>25,966,000千円</b>
第1項 医 業 収 益	22,275,633千円
第2項 医 業 外 収 益	3,690,367千円

支 出

<b>第1款 病院事業費用</b>	<b>25,878,000千円</b>
第1項 医 業 費 用	25,515,765千円
第2項 医 業 外 費 用	352,235千円
第3項 予 備 費	10,000千円
<b>収入支出差引残額</b>	<b>88,000千円</b>

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,513,000千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

<b>第1款 資本的収入</b>	<b>3,016,000千円</b>
第1項 企 業 債	942,000千円
第2項 出 資 金	41,421千円
第3項 負 担 金	2,032,579千円

支 出

<b>第1款 資本的支出</b>	<b>6,529,000千円</b>
第1項 建 設 改 良 費	1,000,000千円
第2項 企 業 債 償 還 金	3,028,000千円
第3項 他 会 計 借 入 金 償 還 金	2,500,000千円
第4項 予 備 費	1,000千円
<b>収入支出差引不足額</b>	<b>3,513,000千円</b>

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
年 間 購 読 図 書	令和6年度	26,000千円
診 療 関 係 委 託 等 業 務	令和6年度	194,000千円
検 査 機 器 等 借 受	令和6年度	242,000千円
情報システム運用・保守等業務	令和6年度	269,000千円
建 物 設 備 保 守 点 検 等 業 務	令和6年度	449,000千円
医 療 機 器 保 守 点 検 等 業 務	令和6年度	577,000千円
物 品 等 購 入	令和6年度	8,500,000千円
医 事 委 託 業 務	令和6年度から 令和7年度まで	176,000千円
ク レ ジ ッ ト カ ー ド 使 用 料	令和6年度から 令和8年度まで	23,000千円
スキャンセンター運営委託業務	令和6年度から 令和8年度まで	159,000千円
システムオペレーター委託業務	令和6年度から 令和8年度まで	174,000千円
寝具等供給・洗濯・縫製等業務	令和6年度から 令和8年度まで	360,000千円
給 食 委 託 業 務	令和6年度から 令和8年度まで	1,410,000千円

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
医療器械購入費等	942,000千円	証券発行又は普通貸借とする。	9.0%以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 (収益的支出)	9,864,265千円
(2) 交際費	100千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、533,949千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,300,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
取得する資産	器具及び備品	超電導磁気共鳴画像診断装置	一式

令和5年(2023年)2月13日提出

札幌市長 秋元克広